

## シンガポール WG の活動サマリー

### 1. 開催状況

- シンガポール WG は、2024 年 6 月 14 日、2025 年 1 月 24 日、3 月 26 日に開催。

### 2. 活動内容

- メンバー間の情報共有が主な目的。
- 2025 年度も同様の活動方針で継続予定。

### 3. 2025 年度の取り組み

- メンバーの入れ替わりがあったため、各自の自己紹介を実施。
- 今年度もこの方針を継続し、メンバー間の交流と情報共有を重視。

## 4. インドネシア商標審査に関する課題と対応策

### (1) インドネシア商標審査の課題

- DGIP（インドネシア知的財産総局）の商標審査の質が良くなく、識別力等の判断が適切でないことが JETRO の過去の調査報告書で指摘されていた。
- 他国では登録されないような一般的な用語が商標登録され、企業のマーケティング活動を制約している。
  - 例：
    - 「SERAP」（吸収する）
    - 「PORI」（穴）
    - 「SENSASI」（感覚）
    - 「DAYNITE」

### (2) 取り得る対応策

- 無効審判・不使用取消審判の提起
  - インドネシアの裁判所での手続きが必要（DGIP での手続き不可）。
  - 1 審で約 6-8 か月、弁護士費用約 300-500 万円。
  - 不使用取消審判の調査費用は別途 100-150 万円。
  - 勝訴率は約 30-40% と低く、提訴件数も年間 40-50 件程度にとどまる。
  - 現地弁護士の見解：費用対効果が悪いため、使用を回避するなどの代替策が推奨される。

### (3) JICA 専門家（尼）からの取組紹介・コメント・参考情報

- DGIP 商標審査官等を対象とした官民合同型セミナーを実施。内容は商標審査の類比判断と識別性判断。講師は JPO と日本企業（2 社）。JICA/JETRO/DGIP で共催。参加者は 77 名。企業情報を含むためクローズドな形式で実施。DGIP からは商標審査基準、品質管理手法などについて説明。JPO からは JPO の商標審査基準に基づいた事例演習などを実施。日本企業からはインドネシアにおける事業と出願状況、インドネシアの商標制度や運用に関する要望に関する説明が行われた。質疑応答も

実施。今回のセミナーは JETRO とシンガポール WG 経由で日本企業からの要望がインドネシアの JICA 専門家に届けられたことにより実現した。今後も同様の連携ができるとありがたい。

- インドネシアにおける商標の不使用取消に係る不使用の期間は 3 年であったところ 5 年に延長されているので留意が必要。2024 年 7 月 30 日、インドネシア憲法裁判所により商標登録が取り消されるまでの不使用期間を 3 年から 5 年に変更する判決が下されており、インドネシアでは憲法裁判所の決定は法改正が施行されたことと同義のため、判決日より直ちに施行されている状況。
- インドネシアで事業展開をするために取得が必要なインドネシア国家标准（SNI）の取得要件の一つとして商標権取得がある。これまで SNI の取得免除に関する特例法があったため、あまり SNI 取得は重要視されてこなかったが、JETRO ジャカルタからの情報によると当該特例法が近々廃止される予定とのことで、SNI と商標権の取得がより重要になってくる可能性がある。

#### J5. 中国企業の台頭と知財リスク

- 中国企業が類似ブランドを作成し、ASEAN 市場へ進出。
- デッドコピーではなく、商標出願を行いながら一定の品質で製品を販売。
- インドネシアやベトナムでの商標保護の必要性が高まっている。

#### 6. インドネシア税関登録制度

- 商標権者・著作権者が税関登録すれば輸入時の差し止めが可能。
- しかし、日本企業の登録が無く、ネシア政府に制度緩和の要望を出している。
- 日本企業の動きが鈍いと、ネシア政府から要件が厳しいではなく、日本企業側の問題と見なされるリスクがある。